

# ドイツにおける経済民主主義の 先駆 カール・レギーン

山 田 高 生

## 第一節 はじめに

先般、成城大学経済学部を退任された白鳥庄之助先生は、お身体がご不自由であるにもかかわらず遠方から通勤され、私たち教職員及び学生たちに数々の研究上及び教育上の業績をのこしてくださいました。また、個人的なことになるが、白鳥先生は本学就任以来 35 年間にわたって心からの友としてお付き合いいただいた。この機会に、私からの感謝とお礼の気持として本稿を先生に捧げるとともに、先生のご健康とご健筆をお祈り申し上げたい。



カール・レギーン (Carl Legien, 1861–1920) について、前稿<sup>1)</sup>では、その生い立ち (孤児院の生活) と遍歴時代 (旋盤工職人として) を経て、1890 年に新たに発足した自由労働組合総務会の初代議長への就任の経緯から、それまでの職業別組合から全国産業別労働組合の形成を取り上げ、後のドイツ労働組合総同盟の「経済民主主義」論<sup>2)</sup>へと展開していく端緒として確定した。これにたいし本稿では、1893 年 7 月の帝国議会選挙において、社会民主党の公認候補としてキールの選挙区から選出されたレーギンについて、帝国議会における発言を通して (第二節)、続いて、ほぼ同じ時期に行われたドイツ社会民主党の党大会におけるレギーン発言から (第三節)、後の経済民主主義にいたる彼の考え方を明らかにする。

- 1) 拙稿「カール・レギーンと経済民主主義の生成」成城大学『経済研究』第159号（平成15年1月）133—146ページ。
- 2) *Wirtschaftsdemokratie—Ihr Wesen, Weg und Ziel—herausgegeben im Auftrage des Allgemeinen Deutschen Gewerkschaftsbundes von Fritz Naphtali, Berlin 1928.* フリッツ・ナフタリ編, 山田高生訳『経済民主主義』お茶の水書房1983年。

## 第二節 帝国議会におけるレギーンの発言から

### 〔ハンブルクの港湾労働者の争議〕

レギーンが自由労働組合総務会の初代議長として選出された1890年当時、ドイツ第2帝政は、帝国統一以後はじめての大きな転換期を迎えていた。1880年代の末に発生したルール地方の鉱山労働者大ストライキと、その対応策をめぐって労働者弾圧策に固執したビスマルクと、労働者融和策を主張したカイザー・ヴィルヘルム二世との対立から、ビスマルクの失脚と、これと連動する形で、帝国議会での社会主義者鎮圧法の延長が否決され、いわゆる「新航路」社会政策の道が開かれた。<sup>1)</sup>

この若き海軍将校気取りのヴィルヘルム二世のもとで、プロイセン商務大臣フォン・バルレーブシュによって進められた「新航路」社会政策は、たしかに一定の労働者融和策をすすめたが、しかし対外政策の面からみると、この政変はビスマルクのヨーロッパ大陸内のバランス・オブ・パワー政策から、ドイツ産業の海外植民地獲得を目指した帝国主義的政策への方角転換であった。以後、第一次大戦に至る艦隊増強政策のもとで発生したハンブルクの港湾労働者と船員の労働争議の背景には、こうしたドイツ海軍の建艦政策によって要請された港湾労働者の低賃金と長時間労働という労働条件の悪化があった。

さて、帝国議会議員に当選した当初のレギーンの発言は、自由労働組合総務会議長としての立場から、労働者保護、労働組合、国の社会政策の問題など広く労働問題にかかわる分野に及んだが、1895年2月28日の議会では、とくにキールのカイザー造船所で働く労働者の雇用・就業状態を

めぐって展開された。この問題についてレギーンは、なぜ政府は解雇する代わりに労働時間の短縮を導入しなかったのか、と質問している。これにたいし保守派の議員は、そもそもレギーンの所属する社会民主党の方こそ、艦船の建造に反対したではないか。だから今頃になって、造船労働者の解雇や賃金切下げに口を挟んで反対するのはおかしい、と切り返した。レギーンの方は、「国民自由党と保守党こそ建艦法案に賛成したのだから、あなたがたこそ、今回のような労働者の解雇に責任がある」と反論している。さらに、レギーンは1896年12月12日の帝国議会では、国務長官の発言にたいし、「もしこのストライキは根拠がないと言うならば、国務長官の方が間違っている。だいたい理由のないストライキなどあるわけがない。あなた方は、ストライキの原因をきちんと把握していないのだ」と批判した。<sup>2)</sup>

ではレギーンは、ハンブルクの港湾労働者争議における労働問題の各領域をどのように捉えていたのであろうか。次に、この点についてのレギーンの意見を紹介しておきたい。

### [労働時間について]

1897年2月11日の議会におけるレギーンの説明によると、8時間労働は生産の上昇をもたらすばかりでなく、商品の質の向上をもたらすから、今や外国との競争は、商品の価格によってだけでなく、商品の質によっても規定される。同様に労働時間の短縮にしても、商品の質が高くなるならば、労働時間の短縮は受け入れられるに違いない。しかし、ドイツの労働者の生産力はイギリスやアメリカの労働者のそれに達していないことを認めざるを得ない。では、何故に達することができないのであろうか。レギーンによれば、ドイツには労働者の自由な活動が実質的に認められていないため、よりよい生活水準と生活条件を作り出すことができないのである。つまり、低賃金で長時間労働であるため、その結果、労働者の生産性

は低下する。だから労働者の栄養がよくなり、休憩時間が長くなればなるほど、彼の生産性は一層確実となり、彼の労働給付は上昇する。<sup>3)</sup>

以上のレギーンの説明について、大企業家のフォン・シュトゥム議員は、法律によって労働時間を制限することは、労働者の自由な自己決定権の制限以外の何ものでもないと批判した。これにたいしレギーンは、「これは、労働者の団結権の制限を要求する人の口からでたものだ。彼は、労働者が特定の新聞を購読するのを禁じている」と反論している。<sup>4)</sup>

### [職業組織の法的保護]

1895年2月8日の議会では、職業組織の法的保護がテーマになった。レギーンは、「諸君、いわば文化と社会改革の先頭に進むべきドイツ帝国の議会が、労働者の法的代表、労働者の職業組織について、その法的保護のような簡単で自明な問題を3日間にわたって議論していることは、大変興味があることだ」と皮肉たっぷりに述べている。<sup>5)</sup> さらに、レギーンは続けて言う。「職業組合に法的保障をつくり出すという提案がなされ、これを受け入れるか、拒否するかということだが、それに反対しているのは、常日頃から労働者の福祉を口にする紳士方である。しかしその人たちは、労働者のために、労働者が欲するような職業組織の法的保障を一度もつくり出したことがない。それが受け入れられるならば、われわれの組織は再び拡大するであろう」と。<sup>6)</sup>

### [団結権の問題とストライキ破り]

1898年1月18日の議会では、労働者の団結権の問題がテーマとなった。国務長官ポザドフスキ<sup>7)</sup>は、勅語について営業条例第153条に基づく不法行為がどの程度、生ずるかということが重要であると発言した。<sup>8)</sup> ポザドフスキは、労働者から団結権を奪えないだろうということを強調しなければならぬと考えていたが、しかしレギーンは、「たしかにわれわれも

そう思うが、警官が制限を加えることができるような団結権は、団結権ではない」とはねつけた。むしろ、「労働者の組織は、このような行き過ぎにならないための確実な手段である。それは労働者に規律を教える。さらに、それは労働者にストライキ破りの卑劣さを教える。そしてわれわれは、ストライキ破りをする労働者は、無知無学な労働者であることを洞察するようになる。」<sup>9)</sup>

さらに、シュトウム議長にとって、どのストライキもルール違反以外のなにものでもない。従ってストライキは、そのものとして罰せられねばならないという意見である。これは、彼と、彼によって代表される人々の利益に対応する見解であるが、しかしそれは、われわれの時代にはもはや通用しない見解である、とレギーンは手厳しく批判している。

#### [雇主と当局の権威主義的態度]

レギーンは、彼自ら執筆した自由労働組合総務会刊行の小冊子『ハンブルク＝アルトナにおける港湾労働者と船員のストライキ』（ハンブルク、1897年）<sup>10)</sup> のなかで、次のように述べている。「争議の意義は、——これは少し後になって明らかになったのだが——賃金の相違という単純な枠を超えて生じたところにある。それは、賃金と労働条件を確定する際の、同権 (Gleichberechtigung) をめぐる、組織された労働と組織された資本の間の闘争として簡潔に叙述することができる。理論的にはこのような同権は、権利と法によって承認されるものだが、実際にはドイツの企業家は、この理論に従うつもりはまったくなかった。」さらに、レギーンは「ハンブルク警察当局が、ストライキ参加者に対しては厳罰で対処したのに、ストライキ破りには寛容な態度であった」と非難している。

#### [労働組合の課題について]

再び帝国議会の発言に戻ろう。1894年3月8日の帝国議会で、レギ

ーンは次のように述べている。「労働者のところで民主主義の意識と、工場施設により大きな立憲的形態を与える努力——つまり、雇主と被用者が施設について、労働時間、賃金等を定めなければならないこと——とがより多く形成されればされるほど、労働者は依存関係のなかに引きずり込まれ、そしてその費用を労働者自身が大部分担わねばならないような福祉施設において、餌とおびき寄せようとする企業家の努力がより鋭く示される。対立はこの分野で一層鋭くなる。……この関係は、労働者の多数が誰と交渉しなければならないかを認識するまで、大変長く続くであろう。そしてその結果、諸関係の変更を行うことが必要となる。」<sup>11)</sup>

以上の意味で「諸関係の変更」を可能にするものとして、レギーンは労働組合の3つの課題について述べている。3つの課題とは、よりよい生活をめざす闘争、労働者の教育水準の向上、資本主義的生産経済の変革である。第1のよりよい生活をめざす闘争とは、よりよい賃金と労働条件の達成を目指す闘争である。これは労働組合のもっとも基本的な条件であるので、ここで論ずるまでもあるまい。むしろレギーンの労働組合論に特徴的なことは、第2の労働者の教育水準の向上という点にある。レギーンは、すでに1892年の自由労働組合ハルバーシュタット大会後に出された „Sozialpolitisches Centralblatt“ 誌のなかで、労働組合の教育的機能について次のように述べている。「労働組合の組織は、労働者の学校と考えることができる。そして組織の強化はすべて、この教育的作用を高めるものでなければならない。賃金闘争は、労働者に今日の生産過程を改革する能力を身につけるうえでどうしても必要な独自性を作り出し、強化する。それ故、労働者によりよい生存条件を作り出すという目的で作られた労働組合の組織は、同時にプロレタリアートの教育と学習の場となる。」労働組合による労働者教育の主要な目標は、「労働者が直ぐにも社会のなかで同権的地位を、単に理論的に——これはすでに言われている——ばかりでなく、実践的にも闘いとる力を獲得する」ことにある。<sup>12)</sup>

しかし労働者教育の目標は、レギーンの考えでは、「同権的地位」の獲得にとどまらず、「文化」に寄与するものでなければならない。レギーンにとって、この「文化」は、「粗野で卑俗なエゴイズム」に囚われた「ストライキ破り」の立場を否定して、労働組合の団結権によって導かれる労働者の「連帯感」、つまり、ひとつの社会倫理として表現されるものであり、労働者階級が階級エゴイズムを越えて全体利益（公共性）に奉仕しうる能力を身につけることを意味していたのである。

- 1) Karl Erich Born, Staat und Sozialpolitik seit Bismarcks Sturz.—Ein Beitrag zur Geschichte der innenpolitischen Entwicklung des Deutschen Reiches 1890-1914, Wiesbaden 1957.
- 2) Theodor Leipart, Carl Legien, Reprint der Ausgabe von 1929, Bund-Verlag, Köln 1981, S. 50.
- 3) Ebenda, S. 51.
- 4) Ebenda.
- 5) Ebenda.
- 6) Ebenda.
- 7) ポザドフスキの社会政策については、山田高生著『ドイツ社会政策史——ビスマルク後の労働者参加政策』千倉書房、平成9年、139ページ以下参照。
- 8) Th. Leipart, a. a. O., S. 52. 営業条例第152条、第153条をめぐる問題については、本稿の「第四節 むすび」を参照されたい。
- 9) Ebenda, S. 53.
- 10) Carl Legien, Der Streik der Hafenarbeiter und Seeleute in Hamburg-Altona, Hamburg 1897. Verlag der Generalkommission der Gewerkschaften, in : Th. Leipart, a. a. O., S. 147-8.
- 11) Th. Leipart, a. a. O., S. 48-9.
- 12) Ebenda, S. 33.

### 第三節 ドイツ社会民主党 (SPD) 党大会における

#### レギーンの発言から

#### [1893年のケルン党大会]

レギーンは、1893年ケルンで行われたドイツ社会民主党の党大会で、次のように述べている。「労働組合の組織は、政治運動の学校である。な

ぜなら、経済的・政治的闘争から遠ざかっている労働者階層に近づこうと思っても、高い政治的理念を掲げて彼らに近づくことはできない。むしろ労働組合は、資本と労働の間の調和に欠陥があることを労働者に明確にし、それによって無関心な労働者たちを運動に引きつけることである。だから労働組合の運動は、「政治組織よりも、よりよい学校である。」他方で、その時には「政治的運動に対する最上の煽動手段となる。」<sup>1)</sup>

このようにレギーンは、労働組合の独自の課題を述べると同時に、それは「犠牲をいとわない仲間をつくるのに、はるかによく適している」と言う。これにたいし政治組織の方は、政治的支配のための権力獲得という点に独自の課題がある。「双方の分野での現在の闘争は、いたるところで困難であるが、しかし未来の闘争は、もっと重大で困難に直面するだろう。そして、この間近に迫っている闘争のなかで、必要な場合には労働組合の組織も政党の組織も、全体のために、最後の決定的闘争にそのすべての人格と存在を投入することが必要となる。そしてその際、労働組合運動の組織は、多大な援助を行うのである。」<sup>2)</sup>

労働組合の運動には、政党の側から粗末にされる理由は見当たらない。むしろ「われわれは、運動の意義を過大に評価しないが、この運動が促進されることを希望する」とレギーンは言う。しかし社会民主党の機関誌『フォアヴェルツ』が、ハルバーシュタット会議の後に、会議の模様について行なった報告には、運動への共感は彼にはまったく感じられなかったのであった。<sup>3)</sup>

レギーンは、「党機関による抽象的な議論が、無関心な労働者を運動の中に引き入れるのに寄与するだろうか」と問うた。もちろんレギーンは、それは非常に疑わしいとみているのである。<sup>4)</sup>そこでレギーンは言う。「労働組合の組織は、総務会が全体を代表する。そこには、労働組合の全生活が集中されなければならない。総務会は政党運動の中で前へ進むところのすべてを却下し、そしてこれについて論争する義務がある。」ここでは、



「党の選出された指導者のみでなく、わずかな資質しかない仲間が自分らの意見を発表できるようにならなければならない。」<sup>5)</sup>

「われわれの主な課題は、若い力を引き寄せ、そして教育することである。」<sup>6)</sup> これこそ、レギーンの組合活動の基本目標のひとつであった。しかし実は、この点こそが社会民主党に欠けている、とレギーンには思えたのである。

### [1896年のゴータ党大会]

レギーンの考えでは、「労働組合は、社会政策の分野、もしくはそれと近い分野を取り扱うことは絶対に必要であると思う。小さな団体がこれには適している。労働組合は無条件に社会政策を行わなければならない。しかし私は、労働組合は政党政治を行うべきではないと思う。」<sup>7)</sup>

「たしかに経済闘争では、個々の政治的信条を問うことなしに、すべての力を結集することが必要である。しかし社会政策は、社会民主党の専有物ではない。社会民主黨員でなくとも、誰でも社会政策を行わなければならない。」<sup>8)</sup> 勿論、社会民主党も一貫した社会政策を行うが、しかし、8時間労働が単なるアジテーションによって獲得されるとは思えない。法律は、レギーンの見るところ、現存の法関係の上にあるスタンプのようなものであるから、労働組合が経済的闘争によって労働時間の短縮をコントロールしない限り、法的標準労働日については考えられない。……「その意味では、集会、アジテーション、抗議はなんの役にも立たない！ 組織がすべてである (Die Organisation ist alles) !」ということになる。<sup>9)</sup>

### [1905年のイエーナ党大会]

1905年に開かれたドイツ社会民主党のイエーナ党大会は、第一次大戦前のドイツ社会民主党と自由労働組合とのあいだで争われた政治的大衆ストライキ論争の舞台となった。この論争は、基本的にはヨーロッパ社会

主義運動の高揚とロシア革命の余波をうけて、政治的大衆ストライキによってドイツに革命的情勢を作り出そうとした急進派と、革命の危険を回避するため政治的大衆ストライキの手段によってドイツに民主化・議会主義化（プロイセン3級選挙法の廃止、帝国議会の普通選挙権の改悪阻止）をもたらそうとする改革派との間で争われた。<sup>10)</sup> 論争の当否はともかくとして、いずれにせよレギーンおよび自由労働組合の指導者たちは、労働組合の政治的中立の原則と組織防衛を楯に、そのような政治的大衆ストライキにたいし反対の態度を固持した。<sup>11)</sup>

このことは、レギーン自身、前近代的な第2帝政の支配体制を打破するために、政治的大衆ストライキの手段をとるか、社会政策の手段をとるかという二者択一的状況に直面して、後者を選択したことを意味する。そしてこの選択によって、第1次大戦前におけるドイツの政治的民主化のチャンスは失われ、敗戦と革命の時点まで引き延ばされたことは、その後の歴史の経過が示している。この間、とりわけ第1次大戦中における労働組合の超経営的参加の経験を経て、経済民主主義の萌芽は若木にまで成長するが、しかしそれにもかかわらず、大衆組織としての自由労働組合が、前近代的な支配体制のもとでとらざるを得なかった社会政策への選択こそ、ヴァイマル期以前の経済民主主義を、萌芽に、あるいはせいぜいのところ、若木にとどまらせ、開花にまで成長させ得なかった要因となったのであった。なぜなら経済民主主義は、政治的民主主義の確立のもとで、それを補完するものとしてはじめて開花しうるものだからである。

1) Th. Leipart, a. a. O., S. 138.

2) Ebenda, S. 139.

3) Ebenda.

4) Ebenda.

5) Ebenda, S. 140

6) Ebenda.

7) Ebenda, S. 141.

8) Ebenda.

9) Ebenda.

- 10) 花見忠著『労働組合の政治的役割』未来社 1965年、75ページ以下参照。
- 11) Th. Leipart, a. a. O., S. 142.

#### 第四節 むすび

はじめに述べたように、本稿は、レギーンが自由労働組合総務会議長に就任して以降、彼のもうひとつの活動舞台であった帝国議会の議員として、またドイツ社会民主党の黨員として、それぞれの会議におけるレギーンの発言を通して、彼の問題関心の所在を明らかにしてきたが、最後に、そこからヴァイマル期に成立したドイツ労働総同盟の経済民主主義への道を展望することによって、むすびとしたい。

まず、帝国議会におけるレギーンの発言の要点をまとめてみると、第1に、レギーンによる労働者の自主的な組織への重視と結びついて、団結権の確立の要請である。当時、帝国議会において社会主義者鎮圧法の延長廃止以後、労使関係を規制する法的関係は、営業条例第152条、第153条の一般的規定を根拠に行われるようになった。同条例第152条1項は、団結禁止の解除を謳っており、団結権は国家的保障を受けなくても放任されることを意味していた。ところが、同法2項および同第153条では、個別契約の自由の原則の上立って、団結を強要する者にたいする刑罰規定を設けており、むしろ団結しない自由を保護することによって労働者の団結権を事実上著しく制限するよう定められていた。1890年以降の政府の労働政策は、同年の帝国営業条例第153条修正案にはじまって、1894年のいわゆる「転覆法案」、さらに1899年の通称「懲役法案」に象徴されるように、帝国営業条例第153条の拡張によって労働組合運動に対する弾圧強化の方向をたどった。雇主側も「ヘル・イム・ハウゼ」的支配感覚から、労働組合をいっさい認めようとせず、「就労希望者」つまりストライキ破りからなる黄色組合を組織してこれに対抗したのであった。このような第一次大戦前におけるドイツ第2帝政の反動的な社会風土のもとで、自らの

地歩を固めなければならなかった自由労働組合と総務委員会は、常に組織防衛上の不安に脅かされていたため、あらゆる手段を用いて団結権の確立と労働組合の市民権の獲得に主要な目標を向けざるをえなかったわけである。レギーンは、この要求を「連帯」という倫理的価値を基礎に正当化した。

第2は、社会民主党からの相対的自立を獲得するための努力である。社会主義者鎮圧法廃止後、社会民主党が急速な回復と躍進を遂げたのにたいし、自由労働組合の組織化が低迷していた数年間には、党側に自由労働組合を過小評価する傾向が目立った。とりわけ社会民主党との指導者たちの間には、労働組合を社会民主党の単なる従属組織として軽視する態度が生まれた。

これにたいし自由労働組合総務会を代表するレギーンは、労働組合は政党政治を追求すべきではなく、社会政策的目標にむかって経済闘争をこそ第1の任務とすべきであるという組合中立論の立場から、党の組合支配からの脱出を求めたのであった。1894年以降、両者の間で機関紙あるいは大会等において激しい応酬と調停がくり返されたが、ついに1906年に、党指導部と総務委員会との間でとり決められたマンハイム協定によって、党からの労働組合の自立について合意が成立した。以後、社会民主党内部における修正主義派の勢力伸長に対応して、両者の関係について自由労働組合の優位が確立するのである。

最後に、第3は、組合活動における社会政策の発展である。カール・レギーンは1896年の社会民主党ゴータ大会で、政党と労働組合の役割の相違を強調して、労働組合が行うべき固有な活動分野は、社会政策にあると主張した。「労働組合がもっとも身近な社会政策の分野を取り扱うことは、絶対に必要であると思います。労働組合ほどこれに適した団体はありません。労働組合は無条件に社会政策を行わねばなりません。……現在の法的状態のもとでは、労働組合は社会政策に従事することはできません。しか

し結社法の廃止によって活動の自由が一応得られるようになれば、労働組合は直ちに——党の大会決議があろうとなかろうと——社会政策の問題に着手します。』<sup>1)</sup>

自由労働組合は、第1回のハルバーシュタット大会（1892年）を除けば、どの大会でも社会政策問題を取り上げているが、とりわけ1890年代末における総務会による指導体制の確立と政府の弾圧政策の緩和などを背景に、1899年のフランクフルト大会から1902年のシュトゥットガルト大会にかけて、労働者保険、請負制度の規制、家内工業、失業保険、団結権および関税法の問題等当時の社会政策問題のほとんどが活潑に討議され、以後の社会政策への取り組みに大きな役割を果たした。また、総務会のもとに社会政策問題に専門に従事する機関として「社会政策局」が設けられ、資料収集、会議、会談、展示、覚え書、請願、法案作成、立法団体への代表派遣等々のほか、総務会の機関紙「コレスポンデントブラット」による社会政策関係の情報提供とプロパガンダに日常活動の重点がおかれた。1890年代以降の自由労働組合とその代表たるレギーンの社会政策観は、それまでしばしば見られたような国の社会政策にたいする批判あるいは拒否という態度表明から、社会政策問題への自主的な取り組みに転換した。われわれは、ここに、後のヴァイマル経済民主主義に連なる自由労働組合の組合活動の伝統が形づくられるのを見ることができるのである。

1) Th. Leipart, a. a. O., S. 141-2.